

## 第 2 期 二宮町総合戦略 策定方針

### 1. 趣旨

人口減少を取り巻く社会・経済情勢が急激に変化する中、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が公布及び施行された。また、平成 26 年 12 月 27 日には、国の「長期ビジョン」及び「総合戦略」が閣議決定されたことにより、地方自治体においても地方版総合戦略を策定することが求められた。

このことから、二宮町では、国及び県が策定する「まち・ひと・しごと・創生総合戦略」を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法第 10 条の規定により、「二宮町長期人口ビジョン（以下、「人口ビジョン」という）」及び「二宮町総合戦略（以下、「第 1 期総合戦略」という）」を平成 27 年度に策定した。

国の総合戦略の計画期間満了に伴う、第 2 期総合戦略の基本方針についての閣議決定に合わせ地方自治体に対して発出された通知には、国の第 2 期総合戦略を勘案し、次期地方版総合戦略を策定するよう依頼があったことから、町として国の総合戦略における基本目標の見直しや新たに設定された横断的な目標を踏まえ、第 2 期となる二宮町総合戦略（以下、「第 2 期総合戦略」という）を策定する。

### 2. 策定内容

#### ア 内容

二宮町長期人口ビジョンと第 1 期総合戦略の成果を踏まえた 3 カ年の基本目標、基本的方向、具体的な施策を策定し、それに対する重要業績評価指標（KPI）を定める。

#### イ 計画期間

令和 2 年度から令和 4 年度（第 5 次二宮町総合計画期間に合わせる）

### 3. 策定方針

#### ①基本的方向及び具体的な施策の見直し

第 1 期総合戦略の成果を踏まえ、4 つの基本目標は変えないものの、基本的方向について見直したうえ、施策を精査し、総合戦略の目標を達成するための効果が高い施策に絞って位置づける。

#### ②プロジェクト制の見直し

位置づける事業を見直し、より改善していく PDCA サイクルを適切に回していくため、プロジェクト制を見直し、施策に予算事業を直結させるなど、施策内容や事業評価がわかりやすい体系を検討する。

#### ③プロジェクト工程表および評価システムの見直し

プロジェクト制の見直しに伴い、各施策の KPI や体系を説明する工程表のあり方や、評価システムについても見直し、より簡易で効果的な形を検討する。

## 4. 策定体制

町長の諮問機関として、学識経験者のほか、行政機関、教育機関や町内の公共的団体等の代表者で構成する二宮町総合計画審議会に諮問し、答申を受ける。

その意見を踏まえて、二宮町総合戦略推進本部をはじめとする庁内検討組織において、第2期総合戦略を策定する。

### ①庁内検討組織 二宮町総合戦略推進本部

第2期総合戦略の策定に係る課題等の調査研究を行い、全庁的な合意形成や円滑な事務の推進を図り、計画を策定する。

なお、二宮町総合戦略推進本部に幹事会を設置する。

### ②外部検討組織 二宮町総合計画審議会

町長の諮問に応じて、第2期総合戦略の策定に関し必要な調査及び審議を行う。

## 5. 町民参加

### 意見公募

第2期総合戦略の素案を策定した段階において、計画策定段階における公正性や透明性を確保するとともに、町民に対して広く意見を聴取するため、意見公募を実施する。【令和2年1月予定】

## 6. 二宮町総合計画との関係について

第1期総合戦略は二宮町総合計画中期基本計画と策定時期が同じであったため、その内容や構成の整合を図ったが、第2期総合戦略は後期基本計画およびその進捗状況を考慮しつつ策定する。

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	34年度
基本計画		中期3年				後期4年				
総合戦略	第1期 5年					第2期 3年				

## 7. 策定スケジュール

	12月	1月	2月	3月
推進本部	方針	素案	案	策定
幹事会	施策事業			
外部委員		第1回	第2回	第3回

策定した素案に対して1月に議会全員協議会後に町民意見募集をかけるとともに、策定後の3月に議会全員協議会で議会に対して報告する。

## 第2期 二宮町総合戦略策定に伴う見直しの方向性

### 1. 基本的方針及び具体的な施策の見直し

- ・第2期「総合戦略」における国の基本方針では、4つの基本目標について「従来の枠組みを維持しつつ、必要な強化を行う」としている。
- ・その際、取り組みを実施するにあたり、「次の6つの新たな視点を重点に置いて施策を推進する」としている。

- ①地方へのひと・資金の流れを強化する
- ②新しい時代の流れを力にする
- ③人材を育て活かす
- ④民間と協働する
- ⑤誰もが活躍できる地域社会をつくる
- ⑥地域経営の視点で取り組む

- ・町としても国の新たな基本目標を踏まえるとともに、新たな6つの視点を重点に置いた施策の展開を図るものとする必要がある。

(国の第2期「総合戦略」における基本目標と2つの横断的な目標)

- 基本目標1 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
- 基本目標2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
- 基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
- 横断的な目標1 多様な人材の活躍を推進する
- 横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする（未来技術やSDGs）

### ※国の第1期「総合戦略」における基本目標

- 基本目標1 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
- 基本目標2 地方への新しいひとの流れをつくる
- 基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

### 2. プロジェクト制と評価システムの見直し

- ・総合戦略評価の際、課題として浮上してきた点を踏まえ、町民に施策や取り組みがわかりやすいよう、総合戦略として取り組むべき事業を精査し、施策に事業を直結させる。
- ・施策の進捗がわかるとともに、PDCAサイクルが適切に回せるよう、基本目標やKPIの設定には、以下の課題を踏まえた改善を行う。
  - ①毎年実施されない統計や結果報告が遅い統計情報は、適切な事業評価の妨げになるため、指標として使わない。例：国勢調査結果
  - ②時々的事象により結果が大きく異なる無作為抽出型のアンケートは、事業進捗の判断とならない場合があるため、指標として設定する場合は注意する。
  - ③数値目標は、行政活動によるアウトカムに関するものを設定する必要があるが、定性的な目標を設定する場合は、達成度合いを検証できる客観的な指標を定める。